

障害者の雇用の促進等に関する法律第7条の3第5項に基づき、別紙のとおり城陽市議会事務局における障害者活躍推進計画を公表する。

城 陽 市 議 会 議 長

城陽市議会事務局における障害者活躍推進計画は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第7条の3第1項に基づき、城陽市議会議長が策定する計画である。

機関名	城陽市議会事務局
任命権者	城陽市議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
城陽市議会事務局における障がい者雇用に関する課題	城陽市議会事務局については、職員は城陽市（市長部局）からの出向職員で構成されており、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていない。
目標	
採用に関する目標	障がい者雇用の推進に関する適正な理解を促進する。
定着に関する目標	不本意な離職を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録を元に、当該年度採用者の定着状況を把握・進捗管理。
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	障害者雇用推進者は、市長部局と同一の人事担当課長とする。 市長部局と調整し、適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	市長部局と調整し、適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	市長部局と調整し、適切な方法を通じて必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。

